

東海市条例第 19 号

東海市創造の杜交流館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、東海市創造の杜交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 生涯学習及び創造的活動の振興並びに多様な交流の機会の創出を図るため、東海市創造の杜交流館（以下「創造の杜交流館」という。）を東海市横須賀町狐塚 1 番地に設置する。

(開館時間)

第 3 条 創造の杜交流館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 創造の杜交流館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第 2 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたるときは、その日後において、その日に最も近い日で当該休日でない日）

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第 5 条 創造の杜交流館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、創造の杜交流館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、創造の杜交流館の利

用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、創造の杜交流館の管理上支障があると認めるとき。

(設備の変更等)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、創造の杜交流館の設備を変更し、又は特別な設備を設けてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、創造の杜交流館の利用に際しては、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 市又は市の機関が利用するとき。
- (2) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。
- (3) 前2号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第1号又は第2号に該当する場合にあっては使用料の全額とし、同項第3号に該当する場合にあってはその都度市長

が定める額とする。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、創造の杜交流館の管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところにより教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 利用の許可、許可の取消し等に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 生涯学習及び創造的活動の振興並びに多様な交流の機会の創出を図るための事業の計画及び実施に関すること。

(4) その他創造の杜交流館の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに教育委員会の指示に従って、創造の杜交流館の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、第3条ただし書及び第4条第2項中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第5条から第7条まで及び第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に創造の杜交流館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることが

できる。

- 2 利用料金の額は、第10条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 第10条から第12条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料金について準用する。この場合において、第10条中「別表に定める額の使用料」とあるのは「第15条第2項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、次項及び附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 創造の杜交流館を利用しようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても施行日以後の利用に係る利用の許可を受けることができる。
- 3 前項の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る別表に定める額の使用料を徴収することができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

別表（第10条関係）

(1) 映像ホール1、映像ホール2及び多目的ギャラリーの使用料

利用時間の区分 利用施設の区分		午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
映像ホール1		円 6,080	円 8,110	円 14,190	円 8,110	円 16,220	円 22,300
映像ホール2		3,900	5,200	9,100	5,200	10,400	14,300
多目的 ギャラ リー	全部利用	14,400	19,200	33,600	19,200	38,400	52,800
	2分の1利用	7,200	9,600	16,800	9,600	19,200	26,400

備考

- 1 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額（東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は事業所等を有する者でない者にあつては、5倍の額）とする。
- 2 営利を目的とせず、かつ、次に掲げる利用施設の区分に応じ、次に定める額以上の入場料金（1人1回の入場について入場者から徴収すべきその入場の対価その他これに類するものをいい、その額が2以上に区分されているときは、その最高額を入場料金の額とする。）を徴収して利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

(1) 映像ホール1及び映像ホール2 2,000円

(2) 多目的ギャラリー 1,000円

(2) その他の施設の使用料

利用施設の区分	単位	使用料
映像編集室1	1時間につき	円 330
映像編集室2	1時間につき	330
映像音響調整室	1時間につき	530
収録・撮影スタジオ	1時間につき	760
多目的室	1時間につき	980
会議室1	1時間につき	990
会議室2	1時間につき	670

会議室 3		1 時間につき	720
ミーティング室		1 時間につき	320
交流・イベント広場	A 区画	1 時間につき	280
	B 区画	1 時間につき	190
	C 区画	1 時間につき	190
	D 区画	1 時間につき	190
	E 区画	1 時間につき	190

備考

- 1 利用時間がこの表に定める単位未満のとき又はその時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間又はその端数の時間を 1 単位として計算するものとする。
- 2 営利を目的として利用する場合は、(1)の表備考第 1 号の規定を準用する。
- 3 次の表の左欄に掲げる用途に使用する場合は、同表の右欄に掲げる額とする。この場合における使用料の額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。

用途	使用料
飲食店の営業	1 月（1 月未満は 1 月とする。）につき、市長の定める建物評価額に 1 0 0 分の 5. 5 を乗じ、1 2 で除して得た額
自動販売機の設置	販売額に 1 0 0 分の 1 1 を乗じて得た額